

「4-1. 車両安定性制御装置の装備義務拡大」

● 適用範囲

自動車（専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車並びに最高速度 25km/h 以下の自動車を除く。）

● 改正概要

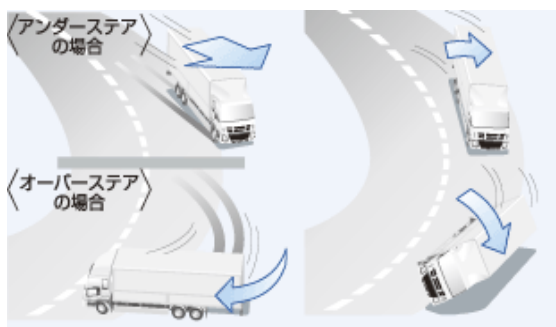
車両安定性制御装置について、現在装備義務付けの決定しているもの^{※1}に加え、上記適用範囲の自動車全て^{※2}に対し装備を義務付けることとする。

^{※1} 下記の適用時期を参照。

^{※2} 立席を有するバス、空気ばねを備えないトレーラー等を除く。

◇ 車両安定性制御装置の概要

走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置。



車両安定性制御装置無し



車両安定性制御装置有り

● 改正時期

平成 26 年 2 月（予定）

● 適用時期

＜車両安定性制御装置の装備義務＞

（上段：新型車、下段：継続生産車、下線：今回の改正により対応するもの）

自動車の種別	車両総重量	適用時期
専ら乗用の用に供する自動車 (被牽引自動車を除く。)であつて乗車定員 10 人以上のもの	5t 以下	平成 27 年 9 月 1 日 平成 29 年 2 月 1 日
	5t 超 12t 以下	<u>平成 31 年 11 月 1 日</u> <u>平成 33 年 11 月 1 日</u>
	12t 超	平成 26 年 11 月 1 日 平成 29 年 9 月 1 日
貨物の運送の用に供する自動車 (第五輪荷重を有する牽引自動車であつて車両総重量 13t を超えるもの及び被牽引自動車を除く。)	8t 以下	<u>平成 31 年 11 月 1 日</u> <u>平成 33 年 11 月 1 日</u>
	8t 超 20t 以下	<u>平成 30 年 11 月 1 日</u> <u>平成 33 年 11 月 1 日</u>
	20t 超 22t 以下	平成 28 年 11 月 1 日 平成 30 年 11 月 1 日
	22t 超	平成 26 年 11 月 1 日 平成 29 年 9 月 1 日
貨物の運送の用に供する自動車 (第五輪荷重を有する牽引自動車であつて車両総重量 13t を超えるものに限る。)	-	平成 26 年 11 月 1 日 平成 30 年 9 月 1 日
被牽引自動車	-	平成 27 年 9 月 1 日 平成 29 年 2 月 1 日

※ 乗用車(専ら乗用の用に供する自動車であつて乗車定員 10 人未満のもの)の横滑り防止装置については、新型車は平成 24 年 10 月 1 日(軽自動車にあつては平成 26 年 10 月 1 日)から、継続生産車は平成 26 年 10 月 1 日(軽自動車にあつては平成 30 年 2 月 24 日)から装備を義務化することを、別途決定しています。